

平成17年5月9日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目4番1号
オリックス不動産投資法人
執行役員 市川 洋

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、平成17年5月23日（月曜日）までに本投資法人に到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第18条第1項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

規約第18条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれも除く。）について賛成するものとみなす。」

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：平成17年5月24日（火曜日） 午前10時
2. 場 所：東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル 38階「WTCコンファレンスセンター
フォンテーヌ」
3. 会議の目的事項：
決 議 事 項
第1号議案：規約一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（2頁から24頁）に記載のとおりであります。
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：監督役員3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において「運用状況報告会」を実施する予定です。

議決権の行使についての参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 本議案について議決権を有する投資主が有する投資口の総口数：175,363口

2 議案の要領及び提案の理由

設立の際に定めた規定のうち不要となった条項や既に手続きの終了した内容を削除し、規約を簡素化すべく、現行の規約第7条、第21条但し書き、第24条但し書き、第32条但し書き、第39条但し書き、第41条(a)「運用報酬1」但し書き及び から まで、同条(b)「運用報酬2」なお書き及び から まで並びに第42条から第45条までを削除するものであります。

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の変更を含みます。以下「投信法」といいます。）第109条第9項の規定に基づき、執行役員又は監督役員がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、役員会の決議をもって法令に規定する限度内でその責任を免除できる旨を定めることができるようになったことに伴い、執行役員及び監督役員の責任を合理的な範囲にとどめて執行役員及び監督役員が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、規定を新設するものであります（変更後の規約第30条）。

なお、執行役員の責任を免除することができる旨の定めを設ける規約変更を議案として提出することにつきましては、各監督役員の同意を得ております。

商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第149号）が平成14年5月1日に施行され、同法の規定により、新株予約権に関する規定が創設されたことから、現行の規約別紙1「資産運用の対象及び方針について」「資産運用の対象」(3) (オ)について所要の変更を行うものであります。

大規模開発ビルへの投資機会の確保等の観点から、実質的に本投資法人が投資対象とする不動産等又は不動産対応証券に投資することを目的とする株券の取得、及び不動産等又は不動産対応証券への投資に付随し又は関連する不動産の管理会社等の株券の取得を可能とするため、規定を新設するものであります（変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針について」「資産運用の対象」(3) (ツ)）。

特定資産以外の資産として本投資法人が投資することがある有限会社の出

資持分について、その投資の範囲を、実質的に不動産等に投資することを目的とするものに限る旨から、実質的に不動産等又は不動産対応証券に投資することを目的とするものに限る旨に変更することに伴い、また、大規模開発ビルへの投資機会の確保等の観点から、本投資法人が投資対象とする不動産等又は不動産対応証券への投資に付随し又は関連する不動産の管理会社等の出資持分の取得を可能とするため、現行の規約別紙1「資産運用の対象及び方針について」「資産運用の対象」(4)「特定資産以外の資産」の変更を行うものであります。

特定資産以外の資産として本投資法人が投資することがある商標権等について、その投資の範囲を、不動産等への投資に付随したものに限る旨から、不動産等又は不動産対応証券への投資に付随したものに限る旨に変更することに伴い、現行の規約別紙1「資産運用の対象及び方針について」「資産運用の対象」(4)「特定資産以外の資産」の変更を行うものであります。

本投資法人が投資対象とする不動産等又は不動産対応証券への投資に付随する著作権等及び温泉権等の取得を可能とするため、規定を新設するものであります(変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針について」「資産運用の対象」(4)「特定資産以外の資産」及び)。

本投資法人が投資対象とする不動産等又は不動産対応証券への投資に付随する動産等の取得又は賃借を可能とするため、規定を新設するものであります(変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針について」「資産運用の対象」(4)「特定資産以外の資産」)。

本投資法人が支払う分配金の損金算入要件の改正に伴い、一定事項の規約への記載等の要件を満たした場合には、特定目的会社が発行した優先出資証券の全部を取得した場合でも分配金の損金算入が認められることになりました。これを受け、分配金の損金算入を維持しつつ、本投資法人の資産運用の機会を拡大させるため、上記要件を満たすための規定を新設するものであります(変更後の規約別紙1「資産運用の対象及び方針について」「資産運用の方針」(8)「その他」)。

日本証券業協会が開設した店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更に伴い、現行の規約別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日について」「資産評価の方法及び基準について」1(2)「有価証券(不動産対応証券を含む。)」「店頭売買有価証券」を削除し、同 を同 として所要の変更を行うものであります。

その他、条文の新設及び変更に伴い、条数等の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

3 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第2条(目的)</p> <p>本投資法人は、不動産及び不動産を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。)を主たる投資対象として、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目的とする。</p> <p><u>第7条(設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数)</u></p> <p><u>本投資法人の設立時に発行する投資口の発行価額は、1口を金50万円とし、発行口数は400口とする。</u></p> <p>第8条(投資口の譲渡) (条文省略)</p> <p>第9条(投資口の取扱規則) (条文省略)</p> <p>第10条(投資口に係る権利の確定)</p> <p>1 毎決算期末日(以下「決算日」という)における最終の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その決算期に関する金銭の分配を受ける権利を行使することのできる者とする。</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>本投資法人は、不動産及び不動産を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。)を主たる投資対象として、中長期的な観点から、<u>運用資産(第6条第3項に定義する。)</u>の着実な成長と安定した収益の確保を目的とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条(投資口の譲渡) (現行どおり)</p> <p>第8条(投資口の取扱規則) (現行どおり)</p> <p>第9条(投資口に係る権利の確定)</p> <p>1 毎決算期末日(以下「決算日」という)における最終の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その決算期に関する金銭の分配を受ける権利を行使することのできる者とする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>2 投資主総会の会日が決算日から起算して3<u>九</u>月以内の場合には、当該投資主総会開催日の直前の決算日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる者とし、投資主総会の会日が決算日から起算して3<u>九</u>月を超える場合には、第14条に基づき投資主総会の招集公告をする日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる者とする。但し、第14条に基づく招集公告において、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって当該投資主総会において権利を行使することのできる者とする旨を併せて公告し、当該一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって当該投資主総会において権利を行使することのできる者としてすることができる。</p> <p>3 (条文省略) 第11条(投資主総会) (条文省略) 第12条(投資主総会の招集) (条文省略) 第13条(投資主総会の招集権者) (条文省略)</p>	<p>2 投資主総会の会日が決算日から起算して3<u>箇</u>月以内の場合には、当該投資主総会の開催日の直前の決算日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる者とし、投資主総会の会日が決算日から起算して3<u>箇</u>月を超える場合には、第13条に基づき投資主総会の招集公告をする日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる者とする。但し、第13条に基づく招集公告において、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって当該投資主総会において権利を行使することのできる者とする旨を併せて公告し、当該一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって当該投資主総会において権利を行使することのできる者としてすることができる。</p> <p>3 (現行どおり) 第10条(投資主総会) (現行どおり) 第11条(投資主総会の招集) (現行どおり) 第12条(投資主総会の招集権者) (現行どおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第14条（投資主総会の招集公告及び招集通知）</p> <p>1 投資主総会を開催する場合には、会日から2カ月前までに会日を公告し、かつ第10条第2項の規定に従い権利を行使することのできる者として確定される者に対し会日の2週間前までに投資主総会の招集通知を発送する。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>第15条（投資主総会の議長） （条文省略）</p> <p>第16条（投資主総会の決議要件） （条文省略）</p> <p>第17条（議決権の代理行使） （条文省略）</p> <p>第18条（みなし賛成） （条文省略）</p> <p>第19条（投資主総会議事録） 本投資法人の投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した執行役員及び監督役員がこれに記名捺印又は署名し、本投資法人の本店に保存する。</p> <p>第4章 執行役員、監督役員並びに役員会</p> <p>第20条（執行役員の員数） （条文省略）</p> <p>第21条（執行役員の選任） 執行役員は、本投資法人の投資主総会において選任する。但し、設立の際に法令の規定により選任されたものとみなされる執行役員を除く。</p> <p>第22条（執行役員の任期） （条文省略）</p> <p>第23条（監督役員の員数） （条文省略）</p>	<p>第13条（投資主総会の招集公告及び招集通知）</p> <p>1 投資主総会を開催する場合には、会日から2箇月前までに会日を公告し、かつ第9条第2項の規定に従い権利を行使することのできる者として確定される者に対し会日の2週間前までに投資主総会の招集通知を発送する。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>第14条（投資主総会の議長） （現行どおり）</p> <p>第15条（投資主総会の決議要件） （現行どおり）</p> <p>第16条（議決権の代理行使） （現行どおり）</p> <p>第17条（みなし賛成） （現行どおり）</p> <p>第18条（投資主総会議事録） 本投資法人の投資主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した執行役員及び監督役員がこれに記名捺印又は署名し、本投資法人の本店に保存する。</p> <p>第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第19条（執行役員の員数） （現行どおり）</p> <p>第20条（執行役員の選任） 執行役員は、本投資法人の投資主総会において選任する。</p> <p>第21条（執行役員の任期） （現行どおり）</p> <p>第22条（監督役員の員数） （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第24条（監督役員を選任） 監督役員は、本投資法人の投資主総会において選任する。<u>但し、設立の際に法令の規定により選任されたものとみなされる監督役員を除く。</u></p> <p>第25条（監督役員の任期） （条文省略）</p> <p>第26条（役員会） 1（条文省略） 2 役員会は、次の権限を有する。なお、この決議は第29条の規定にかかわらず、出席者の過半数かつ監督役員の過半数の賛成により採択される。 本投資法人の資産の運用を委託する投資信託委託業者（以下「資産運用会社」という。）が、資産運用会社の利害関係人等（<u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）</u>第15条第2項第1号で規定される利害関係人等をいう。）及びそれと同視すべき者として役員会が予め内規で定めた者との間で、本投資法人のために取引等（但し、対象となる取引等（不動産及び実質的にこれと同視すべき資産の取得及び譲渡を除く。）のうち、利益相反関係により本投資法人に損害が生じるおそれが軽微であると類型的に判断される取引等として、予め役員会が内規で定める取引等は除く。）を行う場合における事前承認。</p> <p>第27条（役員会の招集権者） （条文省略）</p> <p>第28条（役員会の招集通知） （条文省略）</p>	<p>第23条（監督役員を選任） 監督役員は、本投資法人の投資主総会において選任する。</p> <p>第24条（監督役員の任期） （現行どおり）</p> <p>第25条（役員会） 1（現行どおり） 2 役員会は、次の権限を有する。なお、この決議は第28条の規定にかかわらず、出席者の過半数かつ監督役員の過半数の賛成により採択される。 本投資法人の資産の運用を委託する<u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。）</u>第2条第18項で規定される投資信託委託業者（以下「資産運用会社」という。）が、資産運用会社の利害関係人等（投信法第15条第2項第1号で規定される利害関係人等をいう。）及びそれと同視すべき者として役員会が予め内規で定めた者との間で、本投資法人のために取引等（但し、対象となる取引等（不動産及び実質的にこれと同視すべき資産の取得及び譲渡を除く。）のうち、利益相反関係により本投資法人に損害が生じるおそれが軽微であると類型的に判断される取引等として、予め役員会が内規で定める取引等は除く。）を行う場合における事前承認。</p> <p>第26条（役員会の招集権者） （現行どおり）</p> <p>第27条（役員会の招集通知） （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第29条（役員会の決議要件） （条文省略）</p> <p>第30条（役員会議事録） （条文省略） （新 設）</p>	<p>第28条（役員会の決議要件） （現行どおり）</p> <p>第29条（役員会議事録） （現行どおり）</p> <p>第30条（執行役員及び監督役員の投資法人 に対する責任） <u>本投資法人は、投信法第109条第1 項第4号の行為に関する執行役員又は 監督役員の責任について、当該執行役 員又は監督役員が職務を行うにつき善 意でかつ重大な過失がない場合におい て、責任の原因となった事実の内容、 当該執行役員又は監督役員の職務遂行 の状況その他の事情を勘案して特に必 要と認めるときは、賠償の責めに任ず べき額から次の各号に掲げる金額を控 除した額を限度として、役員会の決議 をもって免除することができる。</u> <u>役員会の決議の属する営業期間 （第39条に定める決算期間をい う。以下同じ。）又はその前の各 営業期間において、当該執行役員 又は監督役員が報酬その他の職務 遂行の対価として投資法人から受 け、又は受けるべき財産上の利益 （第 号に定めるものを除く。） の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当す る額</u> <u>当該執行役員又は監督役員が本投 資法人から受けた退職慰労金の額 及びその性質を有する財産上の利 益の額の合計額と当該合計額をそ の職に就いていた年数で除した額 に4を乗じた額とのいずれか低い 額</u></p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第31条（執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>執行役員及び監督役員の報酬は、執行役員及び監督役員の各々について決算期毎に1人当たり金420万円以内の金額において、当該職務と類似の職務を行う取締役・監査役等の一般的な報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として上記の金額を超えない範囲で役員会で決定される金額とし、当該決算期分を決算日の翌月末までに支払う。</p> <p>第32条（会計監査人の選任）</p> <p>会計監査人は、本投資法人の投資主総会において選任する。<u>但し、設立の際に法令の規定により選任されたものとみなされる会計監査人を除く。</u></p> <p>第34条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>本投資法人の会計監査人の報酬の額は、監査の対象となる決算期毎に金2,000万円以内として、この金額を超えない範囲で役員会で決定される金額とし、当該決算期分を決算期末日経過後3ヵ月以内に支払うものとする。</p> <p>第36条（資産運用の対象及び方針）</p> <p>本投資法人は、本規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針について」の規定に従って、その資産運用を行うものとする。</p> <p>第37条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>本投資法人は、本規約の一部を構成する別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日について」の規定に従って、その資産評価を行うものとする。</p>	<p>第31条（執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>執行役員及び監督役員の報酬は、執行役員及び監督役員の各々について決算期毎に1人当たり金420万円以内の金額において、当該職務と類似の職務を行う取締役・監査役等の一般的な報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として上記の金額を超えない範囲で役員会で決定される金額とし、当該決算期分を決算日の<u>属する月の</u>翌月末<u>日</u>までに支払う。</p> <p>第32条（会計監査人の選任）</p> <p>会計監査人は、本投資法人の投資主総会において選任する。</p> <p>第34条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準）</p> <p>本投資法人の会計監査人の報酬の額は、監査の対象となる決算期毎に金2,000万円以内として、この金額を超えない範囲で役員会で決定される金額とし、当該決算期分を決算期末日経過後3箇月以内に支払うものとする。</p> <p>第36条（資産運用の対象及び方針）</p> <p>本投資法人は、この規約の一部を構成する別紙1「資産運用の対象及び方針について」の規定に従って、その資産運用を行うものとする。</p> <p>第37条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>本投資法人は、この規約の一部を構成する別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日について」の規定に従って、その資産評価を行うものとする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>第38条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として、<u>本規約</u>の一部を構成する別紙3「金銭の分配の方針について」の規定に従って、金銭の分配を行うものとする。</p> <p>第39条（決算期） 本投資法人の決算期間は、毎年3月1日から8月末日までと9月1日から2月末日までの各6<u>カ月</u>間とする。但し、<u>設立当初の第1期</u>に関しては、<u>設立の日から平成14年8月末日までとする。</u></p> <p>第40条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本投資法人は、運用資産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払若しくは債務の返済（<u>敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。</u>）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ又は投資法人債を発行することができる。但し、借入先については証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとする。 2 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとする。 <p>第41条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 本投資法人が資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次の通りとする。</p>	<p>第38条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として、<u>この規約</u>の一部を構成する別紙3「金銭の分配の方針について」の規定に従って、金銭の分配を行うものとする。</p> <p>第39条（決算期） 本投資法人の決算期間は、毎年3月1日から8月末日までと9月1日から2月末日までの各6<u>箇月</u>間とする。</p> <p>第40条（借入金及び投資法人債発行の限度額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本投資法人は、運用資産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払若しくは債務の返済（<u>敷金又は保証金その他これらに類する金銭（以下「敷金等」という。）</u>並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含む。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ又は投資法人債を発行することができる。但し、借入先については証券取引法（<u>昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。</u>）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとする。 2 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ<u>金</u>1兆円とし、その合計額が<u>金</u>1兆円を超えないものとする。 <p>第41条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 本投資法人が資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次の通りとする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(b) 運用報酬 2</p> <p>直前決算期における税引前当期利益に、支払利息等の金利費用を加算し、運用資産中の不動産等の売却による損益を控除した金額（以下本号において「調整後当期利益」という。）の3.0%に相当する金額（1円未満切捨）とし、その2分の1の金額（1円未満切捨）を、毎四半期末日経過後遅滞なく支払うものとする。但し、調整後当期利益がゼロ又はそれ以下となる場合には、運用報酬2の計算においては調整後当期利益をゼロとみなして計算するものとし、すなわち、これに係る運用報酬2については無報酬となるものとする。</p> <p><u>なお、設立当初の第1決算期に関しては、下記の計算式により求められた金額の合計額とし、</u> を平成13年12月末日経過後遅滞なく支払い、 の2分の1の金額を、平成14年3月末日及び平成14年6月末日経過後遅滞なく支払い、 を平成14年8月末日経過後遅滞なく支払うものとする。</p> <p><u>平成13年12月末における運用資産中の不動産等の累積取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）に2.5%を乗じた金額の3.0%に相当する金額（1円未満切捨）</u></p>	<p>(b) 運用報酬 2</p> <p>直前決算期における<u>本投資法人の</u>税引前当期利益に、支払利息等の金利費用を加算し、運用資産中の不動産等の売却による損益を控除した金額（以下「調整後当期利益」という。）の3.0%に相当する金額（1円未満切捨）とし、その2分の1の金額（1円未満切捨）を、毎四半期末日経過後遅滞なく支払うものとする。但し、調整後当期利益がゼロ又はそれ以下となる場合には、運用報酬2の計算においては調整後当期利益をゼロとみなして計算するものとし、すなわち、これに係る運用報酬2については無報酬となるものとする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p> <u>平成13年12月1日から平成13年12月末日までの経過日数（31日）を乗じ183日で除した金額（1円未満切捨）</u> <u>平成14年7月1日から平成14年8月末日までの経過日数（62日）を乗じ183日で除した金額（1円未満切捨）</u> </p> <p>(c) 運用報酬3 新たに不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満切捨）を、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヵ月以内に支払うものとする。</p> <p>(d) 運用報酬4 運用資産中の不動産等の売却が実行された場合、当該不動産等の売却価額（但し、消費税及び地方消費税は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満切捨）を、売却日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヵ月以内に支払うものとする。</p> <p>(e) 上記の運用報酬に係る消費税及び地方消費税は、本投資法人の負担とする。</p>	<p>(c) 運用報酬3 <u>本投資法人が新たに不動産等</u>を取得した場合、当該不動産等の取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満切捨）を、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の末日から1箇月以内に支払うものとする。</p> <p>(d) 運用報酬4 運用資産中の不動産等の売却が実行された場合、当該不動産等の売却価額（但し、消費税及び地方消費税は除く。）の0.5%以下に相当する金額（1円未満切捨）を、売却日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の末日から1箇月以内に支払うものとする。</p> <p>(e) 各運用報酬に係る消費税及び地方消費税は、本投資法人の負担とする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(f) <u>なお、各報酬の支払いに際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（銀行手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とする。）により支払うものとする。</u></p> <p><u>第7章 付 則</u></p> <p><u>第42条（設立企画人の名称及び住所）</u> <u>本投資法人の設立企画人の氏名又は名称及び住所は以下の通りである。</u> <u>オリックス・アセットマネジメント株式会社</u> <u>本店所在地 東京都港区浜松町2丁目4番1号</u></p> <p><u>第43条（設立企画人が受ける報酬の有無及びその金額）</u> <u>設立企画人が本投資法人の設立に係る役務に対する報酬として受け取る金額は、金5,000万円とする。</u></p> <p><u>第44条（投資法人の負担に帰すべき設立費用の有無並びにあるときはその内容及び金額）</u> <u>本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、設立登記の登録免許税、設立時に発行する投資口の払込保管取扱手数料、設立に関する弁護士、会計士、ファイナンシャルアドバイザー等への報酬及びその他の設立事務に必要な費用及び諸税等とし、その金額は金6,500万円以内とする。</u></p> <p><u>第45条（雑 則）</u> <u>この規約は、平成13年9月4日に定められる。</u></p>	<p>(f) 各<u>運用報酬</u>の支払に際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（銀行手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とする。）により支払うものとする。</p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>（ 削 除 ）</p> <p>（ 削 除 ）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>別紙 1 資産運用の対象及び方針について 本投資法人の資産運用の対象及び方針等については以下の通りとする。</p> <p>資産運用の対象 本投資法人の財産を下記(1)乃至(3)に掲げる特定資産及び下記(4)に掲げる特定資産以外の資産に投資する。</p> <p>(1)不動産等(下記 乃至 に掲げる資産をいう。下記 乃至 それぞれの意義は本規約において同じであり、「不動産等」が下記 乃至 の資産で構成される点も、<u>本規約</u>において同じ。)</p> <p>不動産(かかる不動産には、()本投資法人が第三者から直接不動産を取得した場合の不動産のみならず、()不動産を信託財産とする信託受益権を本投資法人が第三者から取得した後に、信託契約の終了もしくは解約等に伴い、信託財産としての不動産が受益者である本投資法人に交付された結果、不動産を取得することとなった場合の不動産を含むものとする。)</p> <p>(以下(1) 及び(1) につき、条文省略)</p> <p>不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託(以下「包括信託」という。)を含むが、証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項において定義される有価証券(以下「有価証券」という。)に該当するものを除く。)</p> <p>(以下(1) 及び(1) につき、条文省略)</p>	<p>別紙 1 資産運用の対象及び方針について 本投資法人の資産運用の対象及び方針等については以下の通りとする。</p> <p>資産運用の対象 本投資法人の財産を下記(1)乃至(3)に掲げる特定資産及び下記(4)に掲げる特定資産以外の資産に投資する。</p> <p>(1)不動産等(下記 乃至 に掲げる資産をいう。下記 乃至 それぞれの意義は<u>この規約</u>において同じであり、「不動産等」が下記 乃至 の資産で構成される点も、<u>この規約</u>において同じ。)</p> <p>不動産(かかる不動産には、()本投資法人が第三者から直接不動産を取得した場合の不動産のみならず、()不動産を信託財産とする信託受益権を本投資法人が第三者から取得した後に、信託契約の終了若しくは解約等に伴い、信託財産としての不動産が受益者である本投資法人に交付された結果、不動産を取得することとなった場合の不動産を含むものとする。)</p> <p>(以下(1) 及び(1) につき、現行どおり)</p> <p>不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託(以下「包括信託」という。)を含むが、証券取引法第2条第1項及び第2項において定義される有価証券(以下「有価証券」という。)に該当するものを除く。)</p> <p>(以下(1) 及び(1) につき、現行どおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(2) 不動産対応証券(下記 乃至 に掲げる資産をいう。以下同じ。) 上記(1)に掲げる不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第8項に定める優先出資証券 (以下(2) 及び(2) につき、条文省略)</p> <p>特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第12項に定める特定目的信託の受益証券(不動産等として定義される上記(1) 又はに掲げる資産に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる不動産等及び不動産対応証券に該当する特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。 以下に掲げる有価証券 (以下(3) (ア)から(3) (エ)まで、条文省略)</p> <p>(オ) 社債券(証券取引法第2条第1項第4号で定めるものをいう。但し、<u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u>を除く。)</p> <p>(以下(3) (カ)から(3) (ス)まで、条文省略)</p>	<p>(2) 不動産対応証券(下記 乃至 に掲げる資産をいう。以下同じ。) 上記(1)に掲げる不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの 優先出資証券 「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定める優先出資証券 (以下(2) 及び(2) につき、現行どおり)</p> <p>特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項に定める特定目的信託の受益証券(不動産等として定義される上記(1) 又はに掲げる資産に該当するものを除く。)</p> <p>(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる不動産等及び不動産対応証券に該当する特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。 以下に掲げる有価証券 (以下(3) (ア)から(3) (エ)まで、現行どおり)</p> <p>(オ) 社債券(証券取引法第2条第1項第4号で定めるものをいう。但し、<u>転換社債券、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券</u>を除く。)</p> <p>(以下(3) (カ)から(3) (ス)まで、現行どおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(セ) 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記(ア)及至(ウ)又は(オ)の証券の性質を有する本邦通貨建のものとする。）</p> <p>(以下(3) (ソ)及び(3) (タ)につき、条文省略)</p> <p>(チ) 外国法人に対する権利で、上記(ソ)の権利の性質を有するもの（証券取引法第2条第2項第2号で定めるものをいう。）</p> <p>(新 設)</p> <p>金銭債権（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。）第3条第1号、第12号及び第14号に該当するものを除く。）</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(セ) 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、上記(ア)乃至(ウ)又は(オ)の証券の性質を有する本邦通貨建のものとする。）</p> <p>(以下(3) (ソ)及び(3) (タ)につき、現行どおり)</p> <p>(チ) 外国法人に対する権利で、上記(タ)の権利の性質を有するもの（証券取引法第2条第2項第2号で定めるものをいう。）</p> <p><u>(ツ) 株券（証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいい、実質的に不動産等若しくは不動産対応証券に投資することを目的とするもの又は不動産等若しくは不動産対応証券への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限る。）</u></p> <p>金銭債権（「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（平成12年政令第480号、<u>その後の改正を含む。</u>以下「投信法施行令」という。）第3条第1号、第12号及び第14号に該当するものを除く。）</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(4) 特定資産以外の資産 実質的に不動産等に投資することを目的とする場合に限り、有限会社法（昭和13年法律第74号、その後の改正を含む。）に基づく有限会社の出資持分に投資することがある。</p> <p>不動産等の投資に付随したものに限り、商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用权若しくは通常使用权をいう。）に投資することがある。</p>	<p>(4) 特定資産以外の資産 実質的に不動産等若しくは不動産対応証券に投資することを目的とする場合又は不動産等若しくは不動産対応証券への投資に付随し若しくは関連する場合に限り、有限会社法（昭和13年法律第74号、その後の改正を含む。）に基づく有限会社の出資持分に投資することがある。</p> <p>不動産等又は不動産対応証券の投資に付随したものに限り、商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用权若しくは通常使用权をいう。）に投資することがある。</p> <p><u>不動産等又は不動産対応証券への投資に付随したものに限り、著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）に基づく著作権等に投資することがある。</u></p> <p><u>不動産等又は不動産対応証券への投資に付随したものに限り、温泉権等（観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号、その後の改正を含む。）で規定される温泉を利用する権利又は慣習法上の権利として認められる温泉権若しくは温泉利用権をいう。）に投資することがある。</u></p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>— 不動産等又は不動産対応証券の投資に係るリスクを軽減する事を目的とする場合に限り、各種デリバティブ取引（上記(3) に該当するものを除く。）若しくは各種保険契約に係る権利を取得することがある。</p> <p>資産運用の方針</p> <p>(1) 本投資法人は、不動産及び不動産を信託する信託の受益権（包括信託を含む。）を主たる投資対象として、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指す。</p> <p>（以下(2)から(4)まで、条文省略）</p> <p>(5) 本投資法人の投資する不動産及び信託財産である不動産は、稼動中の収益不動産であることを原則とし、未稼動の不動産への投資にあたっては、運用資産全体における未稼動資産の割合が適切な範囲に収まるように配慮するものとする。</p> <p>(6) 有価証券及び金銭債権への投資にあたっては、不動産対応証券を除き、専ら安全性と換金性の観点から運用を行うものとする。</p>	<p><u>不動産等又は不動産対応証券への投資に付随したものに限り、動産等（民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物件等をいう。）に投資し、又はこれを賃借することがある。</u></p> <p>— 不動産等又は不動産対応証券の投資に係るリスクを軽減することを目的とする場合に限り、各種デリバティブ取引（上記(3) に該当するものを除く。）若しくは各種保険契約に係る権利を取得することがある。</p> <p>資産運用の方針</p> <p>(1) 本投資法人は、不動産及び不動産を信託する信託の受益権（包括信託を含む。）を主たる投資対象として、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指す。</p> <p>（以下(2)から(4)まで、現行どおり）</p> <p>(5) 本投資法人の投資する不動産及び信託財産である不動産は、稼動中<u>（賃貸が可能である状態を含む。）</u>の収益不動産であることを原則とし、未稼動の不動産への投資にあたっては、運用資産全体における未稼動資産の割合が適切な範囲に収まるように配慮するものとする。</p> <p>(6) 有価証券及び金銭債権への投資にあたっては、不動産対応証券及び上記<u>(3) (ツ)</u>の株券を除き、専ら安全性と換金性の観点から運用を行うものとする。</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>(7) (条文省略)</p> <p>(8) その他 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。本(8)号において特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>組入資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 前号の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭(以下「敷金等」という。)を受け入れ又は差し入れることがあり、受け入れた敷金等は、本運用方針の定めに基づき運用する。</p> <p>(3) (条文省略)</p>	<p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) その他 — 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。ここで特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</p> <p>— 本投資法人は、資産の総額に占める不動産(本 においては、信託の受益権(不動産のみを信託する信託に係るものに限る。)及び匿名組合出資の持分(その出資された財産を不動産のみに運用することを定めた匿名組合契約に係るものに限る。)を含む。)の価格の割合として財務省令で定める割合を75%以上とする。</p> <p>組入資産の貸付けの目的及び範囲</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前号の不動産の賃貸に際しては、敷金等を受け入れ又は差し入れることがあり、受け入れた敷金等は、本運用方針の定めに基づき運用する。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>別紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日について 資産評価の方法及び基準について 本投資法人の会計処理は、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配にかか<u>る</u>計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号）、投資信託協会制定の「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って行う。</p> <p>1 本投資法人の資産評価の方法は、原則として運用資産の種類毎に次の通りとする。</p> <p>(1) 不動産等 不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価額から減価償却累計額を控除した価額。なお、減価償却の算定方法は建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によるものとするが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資家保護上問題が無いと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができるものとする。</p> <p>(以下(1) から(1) まで、条文省略)</p> <p>(2) 有価証券（不動産対応証券を含む。） （条文省略）</p>	<p>別紙 2 資産評価の方法、基準及び基準日について 資産評価の方法及び基準について 本投資法人の会計処理は、「投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係<u>る</u>計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号、<u>その後の改正を含む。</u>）、投資信託協会制定の「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って行う。</p> <p>1 本投資法人の資産評価の方法は、原則として運用資産の種類毎に次の通りとする。</p> <p>(1) 不動産等 不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価額から減価償却累計額を控除した価額。なお、減価償却の算定方法は建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によるものとするが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合であり、かつ、投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、<u>他の算定方法</u>により算定することができるものとする。</p> <p>(以下(1) から(1) まで、現行どおり)</p> <p>(2) 有価証券（不動産対応証券を含む。） （現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p><u>店頭売買有価証券</u> <u>証券業協会（当該店頭売買有価証券が2以上の証券業協会に備える証券取引法第75条第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。）が開設する店頭売買有価証券市場又はこれに類似する市場で外国に所在するものにおける最終価格（原則として証券業協会の公表する基準価額とし、基準価額の入手が困難か又はそれが無い場合にはブローカーの店頭において成立する価格（気配値を含む）とし、気配値による場合には公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値により、また、それらがともに公表されている場合にはその仲値とする。）に基づき算出した価額。</u></p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>— <u>及び</u>に掲げる有価証券以外の有価証券 当該有価証券の市場価格（証券会社等のブローカーにより提示される価格（気配値を含む）又は取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行う事ができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。）がある場合には市場価格に基づく価額。また、市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額。但し、優先出資証券、コマーシャル・ペーパー、貸付信託の受益証券、外国貸付債権信託受益証券、外国法人が発行する譲渡性預金証書及び貸付債権信託受益証券並びに外国法人に対する権利で貸付債権信託受益証券の権利の性質を有するものについては、市場価格及び合理的な方法により算出された価格がない場合には、取得価額にて評価できるものとする。</p> <p>（以下(3)から(5)まで、条文省略）</p> <p>（6）その他 上記に定めの無い事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価を行う。</p> <p>（以下2及び3につき、条文省略）</p>	<p>— に掲げる有価証券以外の有価証券 当該有価証券の市場価格（証券会社等のブローカーにより提示される価格（気配値を含む）又は取引所有価証券市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。）がある場合には市場価格に基づく価額。また、市場価格がない場合にはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額。但し、優先出資証券、コマーシャル・ペーパー、貸付信託の受益証券、外国貸付債権信託受益証券、外国法人が発行する譲渡性預金証書及び貸付債権信託受益証券並びに外国法人に対する権利で貸付債権信託受益証券の権利の性質を有するものについては、市場価格及び合理的な方法により算出された価格がない場合には、取得価額にて評価できるものとする。</p> <p>（以下(3)から(5)まで、現行どおり）</p> <p>（6）その他 上記に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価を行う。</p> <p>（以下2及び3につき、現行どおり）</p>

現 行 の 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>資産評価の基準日について 本投資法人の資産評価の基準日は、原則として規約第10条に定める決算日とするが、有価証券（不動産対応証券を含む。）であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については毎月末とする。</p> <p>別紙 3 金銭の分配の方針について 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき金銭の分配を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （条文省略） 2 利益を超えた分配 役員会において適切と判断した場合、投信法第136条第1項の規定に従い、投資主に対し、投信法第131条第1項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。但し、この判断に際しては、その結果生じる法人税法等の租税債務の有無、及びその租税債務の発生が<u>次年度</u>以降に及ぼす租税債務算定上の影響をも勘案してこれを行うものとする。 <p>（以下3及び4につき、条文省略）</p>	<p>資産評価の基準日について 本投資法人の資産評価の基準日は、原則として規約第9条に定める決算日とするが、有価証券（不動産対応証券を含む。）であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については毎月末<u>日</u>とする。</p> <p>別紙 3 金銭の分配の方針について 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき金銭の分配を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （現行どおり） 2 利益を超えた分配 役員会において適切と判断した場合、投信法第136条第1項の規定に従い、投資主に対し、投信法第131条第1項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。但し、この判断に際しては、その結果生じる法人税法等の租税債務の有無、及びその租税債務の発生が<u>当該分配に係る決算期以降の決算期</u>に及ぼす租税債務算定上の影響をも勘案してこれを行うものとする。 <p>（以下3及び4につき、現行どおり）</p>

4 本議案について、投信法第104条において準用する商法第275条の規定による監督役員の意見はありません。

第2号議案：執行役員1名選任の件

1 本議案について議決権を有する投資主が有する投資口の総口数：175,363口

2 議案の要領及び提案の理由

執行役員市川洋は、平成17年5月27日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人の規約の定めにより、就任する平成17年5月28日から2年間とします。なお、この執行役員1名の選任に関する第2号議案は、平成17年4月22日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の一致をもってする決議によって提出されたものであります。

3 次の者の選任をお願いいたしたいと存じます。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
(いちかわひろし) 市川洋 (昭和18年12月6日生)	昭和47年11月 物産不動産株式会社 入社 昭和56年2月 オリエン特・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 平成2年1月 同社不動産事業本部部長 平成2年3月 同社鑑定部長 平成7年7月 同社不動産事業部長 平成11年3月 同社不動産鑑定部長 平成14年1月 同社不動産鑑定グループ部長 平成14年6月 オリックス・アセットマネジメント株式会社代表取締役 就任(現職) 平成15年5月 本投資法人執行役員 就任(現職)
所有する投資口数	なし

・他の会社の代表者である事実

上記候補者は、本投資法人が資産運用委託契約等を締結しているオリックス・アセットマネジメント株式会社(投資信託委託業者)の代表取締役です。なお、平成15年3月27日付にて、金融庁より投資信託委託業者の取締役についての投信法第13条に基づく兼職承認を取得済です(金監第1106号)。

・他の投資法人の執行役員である事実

該当なし。

・投資法人との特別の利害関係

本投資法人は、上記候補者が代表取締役
に就任しているオリックス・アセットマ
ネジメント株式会社に対して、資産の運
用業務等を委託しております。

4 本議案について、投信法第104条において準用する商法第275条の規定による
監督役員の意見はありません。

第3号議案：監督役員3名選任の件

1 本議案について議決権を有する投資主が有する投資口の総口数：175,363口

2 議案の要領及び提案の理由

監督役員菅原和夫、石上尚弘及び森本新一は、平成17年5月27日をもって任
期満了となりますので、監督役員3名の選任をお願いするものであります。本
議案において、監督役員の任期は、本投資法人の規約の定めにより、就任する
平成17年5月28日から2年間とします。

3 次の者の選任をお願いしたいと存じます。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
1	(すがわらかずお) 菅 原 和 夫 (昭和20年10月13日生)	昭和44年4月 クロウエルカーリア・アンドマクミラ ン社 入社 昭和49年4月 財団法人日本不動産研究所 入所 昭和53年3月 不動産鑑定士 登録 平成2年7月 財団法人日本不動産研究所浦和支所支 所長 平成5年6月 同所 退所 平成5年7月 菅原ランドプロジェクト株式会社代表 取締役 就任(現職) 平成14年1月 本投資法人監督役員 就任(現職)
	所有する投資口数	なし

・他の会社の代表者である事実

菅原ランドプロジェクト株式会社代表取
締役

・他の投資法人の執行役員である
事実

該当なし。

- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	(いしがみなおひろ) 石上尚弘 (昭和35年2月12日生)	昭和59年4月 労働省(現厚生労働省)入省 昭和63年4月 国際労働事務局(ILO)出向 平成7年3月 労働省 退職 平成7年4月 第49期司法修習生 最高裁判所司法研修所 入所 平成9年3月 司法修習生 修了 平成9年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成9年4月 石上法律事務所 開業 平成13年9月 本投資法人監督役員 就任(現職) 平成14年10月 石上・池田法律事務所 開業(現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 石上・池田法律事務所代表
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
3	(もりもとしんいち) 森本新一 (昭和40年5月12日生)	昭和63年4月 明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 平成3年10月 井上斎藤英和監査法人(現あずさ監査法人)入所 平成7年7月 同監査法人 退所 平成7年7月 公認会計士登録 平成7年7月 森本公認会計士事務所 開業(現職) 平成7年8月 税理士登録 平成13年9月 本投資法人監督役員 就任(現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 森本公認会計士事務所代表
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

4 本議案について、投信法第104条において準用する商法第275条の規定による監督役員の意見はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第18条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

(メモ欄)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

投資主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル 38階
WTCコンファレンスセンター フォンテーヌ
- 交 通
- ・ J R (山手線・京浜東北線) 浜松町駅直結 (東京駅から6分)
 - ・ 東京モノレール (羽田線) 浜松町駅直結 (羽田空港第2ビル駅から23分)
 - ・ 都営地下鉄 (浅草線・大江戸線) 大門駅直結

会場付近略図

